

令和5年台風第6号について（第8報）

1 厚生労働省における対応

(1) 7/31 15:45 厚生労働省災害情報連絡室設置

2 医療関係

(1) 医療関係全般（8月7日13時00分時点）

・各都道府県に対し、大雨の影響による医療施設等の被害情報について EMIS 等を通じた情報収集、情報提供を依頼。また、都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、必要な行動をとることや非常用自家発電設備の燃料を確保しておくことなどの注意喚起を依頼（7/31）。

7月30日 沖縄県 EMIS 警戒モードに切り替え。

7月31日 鹿児島県 EMIS 警戒モードに切り替え。

(2) 医療施設の被害状況（8月7日13時00分時点）

沖縄県内の20医療機関（医科・病院及び有床診療所）で以下のとおり報告あり。（8/7）

- ・18医療機関で停電
⇒ うち17医療機関は解消済み、うち1医療機関は自家発電で対応中
- ・2医療機関で断水
⇒ 解消済み

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水等		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
沖縄県	20	1	0	0	18	1	2	0
名護市	1	0	0	0	1	0	0	0
沖繩市	4	1	0	0	4	1	0	0
うるま市	3	0	0	0	3	0	0	0
きたなかぐすくそん 北中城村	2	0	0	0	2	0	0	0

	にしはらちよう 西原町	1	0	0	0	1	0	0	0
	はえばるちよう 南風原町	1	0	0	0	1	0	0	0
	いとまんし 糸満市	2	0	0	0	2	0	0	0
	なんじようし 南城市	1	0	0	0	1	0	0	0
	よなばるちよう 与那原町	1	0	0	0	1	0	0	0
	なはし 那覇市	1	0	0	0	1	0	0	0
	とみぐすくし 豊見城市	1	0	0	0	1	0	0	0
	ぎのわんし 宜野湾市	1	0	0	0	0	0	1	0
	なかぐすくそん 中城村	1	0	0	0	0	0	1	0
	合計	20	1	0	0	18	1	2	0

(3) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売販売業関係

- ・沖縄県から「現時点で医薬品や医療機器の在庫に不足は生じていない。今後の見通しについて、関係者に確認中。」との報告があった(8/6)。
- ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(4) DPATの活動状況(8月6日19時30分時点)

- 沖縄県：DPAT調整本部立ち上げ(8/4)。8月4日、搬送が必要な患者4名と搬送先調整のため、先遣隊1隊が活動し、搬送が完了。
- DPAT調整本部撤収(8/6)

3 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況

① 断水の状況

- ・沖縄県内の2事業者において約270戸が断水中。なお、一部断水解消済み。
- ・引き続き情報収集に努める。

県・市町村 ・事業者名	断水戸数(戸)		断水 期間	被害等の状況
	最大	現在		
【沖縄県】 ぎのわんし 宜野湾市	約24,900	0	8/2~ 8/4	・停電による断水 (断水解消済み)
きんちよう 金武町	422	0	8/2	・停電による断水 (断水解消済み)

くめじまちょう 久米島町	約200	0	8/2～ 8/5	・ろ過池閉塞による断水 (断水解消済み)
もとぶちょう 本部町	113	0	8/2～ 8/3	・停電による断水 (断水解消済み)
いぜなそん 伊是名村	約740	約200	8/2～	・停電による断水 ・復旧作業中 ・応急給水実施中 (浄水場稼働、順次送水中)
くにがみそん 国頭村	315	70	8/2～	・停電による断水 ・ポンプ故障 ・応急給水実施中
ざまみそん 座間味村	60	0	8/2～ 8/3	・停電による断水 (断水解消済み)
とかしきそん 渡嘉敷村	約90	0	8/2～ 8/3	・停電による断水 (断水解消済み)
なかぐすくそん 中城村	4,564	0	8/2～ 8/4	・停電による断水 (断水解消済み)
合計※	約31,400	約270		

※：各市町村等の断水戸数の合計

② その他

水道事業者等に対して、水道施設が被災した場合の対応などについて注意喚起を行うとともに、都道府県等に対して、断水等被害情報の積極的な収集及び円滑な連絡・対応を要請。

4 社会福祉施設等関係

(1) 高齢者関係施設の被害状況

沖縄県南城市において1施設に停電あり。(8/4)→8/5復旧済み

沖縄県うるま市において1施設に停電あり。(8/4)

沖縄県浦添市において1施設に停電及び断水あり。(8/5)

沖縄県今帰仁村において3施設に停電あり(8/5)

沖縄県宜野座村において1施設に停電あり(8/5)

上記被害があった施設において、人的被害なし。(8/5)

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水等		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
沖縄県	7	6	-	-	7	6	1	1
なんじょうし 南城市	1	-	-	-	1	-	-	-

うるまし	1	1	-	-	1	1	-	-
うらぞえし 浦添市	1	1	-	-	1	1	1	1
なきじんそん 今帰仁村	3	3	-	-	3	3	-	-
ぎのざそん 宜野座村	1	1	-	-	1	1	-	-
合計	7	6	-	-	7	6	1	1

(2) 障害者関係施設の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) その他

各都道府県・指定都市・中核市に対し、台風の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集体制の確保や停電時の支援体制の確認とともに、速やかな被害状況の把握と情報提供を依頼。併せて、都道府県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、気象・防災情報やハザードマップに留意しつつ、早期避難など必要な対策をとるよう注意喚起を依頼。(8/1)

5 保健・衛生関係

(1) 人工呼吸器在宅療養難病患者

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(7/31、8/3)。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼(8/1、8/3)。

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 人工透析

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。(7/31、8/3)

沖縄県うるま市の1医療機関で停電が発生したため、8/2、8/3に透析が必要な患者については、近隣の医療機関において支援透析を実施したが、8/4より自施設での透析が可能となった。(8/4)

引き続き情報収集に努める。

(3) 被災者の健康管理

・各都道府県・保健所設置市・特別区、DHEAT事務局に対し、連絡体制の

確保を要請（8/1）。

- ・各都道府県・保健所設置市・特別区に対し、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するための事務連絡を送付し、避難所生活を送る被災者の健康管理を行うに当たり、十分な対策を行うよう要請（8/1）。
- ・鹿児島県の保健所1施設の固定電話不通。⇒固定電話復旧（8/4）
⇒被災者への保健活動に影響なし（8/2）
- ・現時点で保健所の被害報告なし。引き続き情報収集に努める。（8/7）

（4）公費負担医療

公費負担医療（原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等）について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に事務連絡を发出（8/4）。

※「【事務連絡】令和5年台風第6号の影響による停電に伴う災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（令和5年8月4日付け関係課連名事務連絡）

（5）避難所における咳エチケットや手指衛生、換気の徹底といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡をリーフレットと共に発出した（8/5）。

※「令和5年台風第6号の影響による停電に伴う被害に係る感染症予防対策等について」（令和5年8月5日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）

6 地方支分部局関係

（1）都道府県労働局関係（管内の状況） 【8月7日（月）10:00時点】

8/7（月）沖縄労働局及び管内の全ての労働基準監督署、公共職業安定所は通常どおり開庁している。

7 薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

（1）輸血用血液製剤

- ・日本赤十字社への聞き取りの結果、7月31日から8月2日までの間、沖縄県発着の航空便の欠航が決定しており、8月3日午前0時から沖縄県内では血小板製剤の在庫が消尽すること。（8/2）
- ・8/3午後から、沖縄発着の航空便が一部再開され、羽田及び福岡発の航空便にて血小板製剤を含む血液製剤の輸送を行い、現時点で血液製剤の供給不

足が生じていないことの確認ができています。(8/3)

- ・ 今後、台風の進路状況により、再度の欠航が予想されることから、日本赤十字社に対して、あらかじめ輸血用血液製剤を確保するよう要請した。(8/4)
- ・ 今後も血液製剤の供給状況について、引き続き情報収集に努める。

(2) 薬局、薬剤師

- ・ 各都道府県等に対し、注意喚起するとともに、薬局等の被害状況、支援ニーズを把握した場合には報告するよう依頼(7/31)。
- ・ 沖縄県より、沖縄県薬剤師会とともに、停電や浸水による薬局の被害状況把握に努めているが、被害状況全容の把握ができていないとの連絡を受けており、引き続き情報収集を依頼している。
- ・ 現時点の被害把握状況は以下のとおり。

	被害件数	詳細状況
沖縄県	那覇市1件	浸水1件(営業再開1件)

8 医療保険関係

- (1) 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生(支)局に要請(8/4)。

※「令和5年台風第6号の影響による停電に伴う災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」(令和5年8月4日付け保険局医療課事務連絡)を送付(8/4)。

- (2) 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生(支)局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨を周知。

- (3) 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料(税)・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料(税)等の取扱いについて」の再周知について」(令和5年8月4日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)を送付(8/4)。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

- (4) 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一

部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「令和5年台風第6号の影響による停電による後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和5年8月4日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（8/4）。

(5) 被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化を実施（8/4）。関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（8/4）。

※「令和5年台風第6号の影響による停電に伴うオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和5年8月4日付け保険局医療介護連携政策課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）を送付（8/4）。

9 介護保険関係

(1) 被災した要介護高齢者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（8/4沖縄県）。

当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡（8/4）。

また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を发出（8/4）。

(2) 被災した要介護高齢者等の安否確認等について

市町村が要介護高齢者等について、地域包括支援センターや介護支援専門員等への協力依頼等の方法により、安否確認を行うとともに、必要なサービス提供につなげる旨を周知（8/4沖縄県）。

日本介護支援専門員協会に対し、要介護高齢者等の被害状況の把握について協力を依頼（8/4）

(3) 避難所等で生活する要介護高齢者への配慮事項等について

災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する要介護高齢者に対する支援にあたって、必要なサービスが受けられるよう、居宅介護支援事業者等に協力を依頼するよう要請（8/4沖縄県）。

(4) 被災に係る介護報酬等の取扱いについて

要介護高齢者等や介護サービス事業所が被災した場合における介護報酬等の取扱いについて、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知（8/4）

10 障害者支援関係

(1) 被災した要援護障害者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（8/4沖縄県）

(2) 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について

特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の被害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について都道府県等に要請（8/4）

(3) 障害児者の安否確認等について

市町村が障害児者についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県等に周知。（8/4）

(4) 指定就労継続支援 A 型事業者の運営に関する基準の取扱い等について

被災した就労継続支援 A 型事業所等について、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付を賃金等に充てても差し支えない旨を都道府県等に周知。（8/4）

11 年金関係

(1) 日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、市町村に対しても周知（8/4）。

※平成16年12月10日に発出した「災害に伴う国民年金保険料の免除事務について（通知）」の再周知について、令和5年8月4日付け厚生労働省年金局事業管理課長通知を送付。

12 消費生活協同組合関係

(1) 共済事業を実施する消費生活協同組合及び同連合会に対し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を周知。（8/4）

13 雇用関係

(1) 雇用保険関係

- ・ 各都道府県労働局宛に事務連絡を発出し次の事項を指示（8/4）。（事務連絡「災害救助法適用時における求職者給付の支給に関する特例措置に関する留意事項等について」）
 - ① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等
 - ② 被災地域の受給資格者に対する配慮（失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等）を行うこと

以上